地方消費税収の使いみち

消費税及び地方消費税率の引上げ分の地方消費税収は、地方税法の規定により、社会保障四経費その他の社会保障施策に要する経費（社会福祉、社会保険及び保健衛生）に充てることとされています。

令和元年度予算における引上げ分の地方消費税収は、１億４５１０万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

（単位：万円）

引上げ分の地方消費税収を充てる事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税収
社会福祉事業	162,782	80,375		76,371	6,036
社会保険事業	94,666	18,177		70,279	6,210
保健衛生事業	53,667	4,034	15,300	32,069	2,264
計	311,115	102,586	15,300	178,719	14,510

社会福祉事業	
社会福祉協議会運営助成事業	老人園芸活動事業
民生委員協議会助成事業	老人クラブ助成事業
里親会事業	高齢者運動会助成事業
児童養護施設助成事業	デイサービスセンター運営助成事業
介護人材育成事業	老人福祉施設措置事業
特定疾患者交通費助成事業	高齢者在宅福祉サービス事業
重度身体障害者通院交通費助成事業	高齢者交通費助成事業
在宅重度身体障害者訪問理髪事業	ヘルパーステーション運営助成事業
身体障害者診断書料等助成事業	介護保険利用者負担軽減制度事業
精神障害者通所交通費助成事業	保健福祉総合センター管理事業
障害者総合支援事業	デイサービスセンターひまわり管理事業
障害者在宅福祉サービス事業	母子通園センター管理事業
腎臓機能障害者交通費助成事業	学童保育事業
心身障害児児童生徒入学費助成事業	子ども・子育て支援事業
障害支援区分認定審査会事業	児童手当支給事業
軽中度難聴児補聴器購入費助成事業	ひとり親家庭等児童生徒入学費助成事業
敬老事業	児童館運営事業
在宅介護支援センター事業	保育所運営事業
在宅高齢者等訪問理髪事業	訪問看護ステーション利用助成事業
緊急通報システム事業	訪問看護ステーション事業
高齢者住宅改造助成事業	
社会保険事業	
国民健康保険事業	介護保険事業
後期高齢者医療事業	
保健衛生事業	
重度心身障害者医療費助成事業	母子保健推進事業
ひとり親家庭等医療費助成事業	予防接種事業
乳幼児等医療費助成事業	健康診査事業
地域医療対策事業	健康づくり推進活動奨励事業
乳幼児健診事業	医科診療所運営事業
妊婦健診事業	歯科診療所運営事業